

資 料

英米刑事法研究 (36)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2017年10月開廷期
刑事関係判例概観

| | |
|------|-------|
| 田中利彦 | 滝谷英幸 |
| 洲見光男 | 小川佳樹 |
| 松田正照 | 佐藤友幸 |
| 小島 淳 | 野村健太郎 |
| 杉本一敏 | 原田和往 |
| 大庭沙織 | 内田幸隆 |
| 桑島 翠 | |

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2017年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| I はじめに | V 答弁 |
| II 逮捕, 捜索・押収 | Class v. United States, 138 S. Ct. 798 (2018) |
| District of Columbia v. Wesby, 138 S. Ct. 577 (2018) | Hughes v. United States, 138 S. Ct. 1765 (2018) |
| Kisela v. Hughes, 138 S. Ct. 1148 (2018) (per curiam) | Kernan v. Cuero, 138 S. Ct. 4 (2017) (per curiam) |
| Byrd v. United States, 138 S. Ct. 1518 (2018) | VI 事実審理手続 |
| Collins v. Virginia, 138 S. Ct. 1663 (2018) | Tharpe v. Sellers, 138 S. Ct. 545 (2018) (per curiam) |
| Carpenter v. United States, 138 S. Ct. 2206 (2018) | VII 二重の危険 |
| United States v. Microsoft Corp., 138 S. Ct. 1186 (2018) (per curiam) | Currier v. Virginia, 138 S. Ct. 2144 (2018) |
| Dahda v. United States, 138 S. Ct. 1491 (2018) | VIII 量刑 |
| Lozman v. City of Riviera Beach, 138 S. Ct. 1945 (2018) | Chavez-Meza v. United States, 138 S. Ct. 1959 (2018) |
| Sause v. Bauer, 138 S. Ct. 2561 (2018) (per curiam) | Koons v. United States, 138 S. Ct. 1783 (2018) |
| III 自己負罪拒否特権 | Rosales-Mireles v. United States, 138 S. Ct. 1897 (2018) |
| City of Hays v. Vogt, 138 S. Ct. 1683 (2018) (per curiam) | IX 死刑 |
| IV 弁護 | Dunn v. Madison, 138 S. Ct. 9 (2017) (per curiam) |
| McCoy v. Louisiana, 138 S. Ct. 1500 (2018) | X ヘイピアス・コーパス |
| Sexton v. Beaudreux, 138 S. Ct. 2555 (2018) (per curiam) | Wilson v. Sellers, 138 S. Ct. 1188 (2018) |
| | Ayestas v. Davis, 138 S. Ct. 1080 (2018) |
| | XI 行刑 |

| | |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| Murphy v. Smith, 138 S. Ct. 784 (2018) | Jennings v. Rodriguez, 138 S. Ct. 830 (2018) |
| XII 刑事実体法 | United States v. Sanchez-Gomez, 138 S. Ct. 1532 (2018) |
| Marinello v. United States, 138 S. Ct. 1101 (2018) | Murphy v. NCAA, 138 S. Ct. 1461 (2018) |
| Sessions v. Dimaya, 138 S. Ct. 1204 (2018) | Lagos v. United States, 138 S. Ct. 1684 (2018) |
| Minn. Voters All. v. Mansky, 138 S. Ct. 1876 (2018) | Ortiz v. United States, 138 S. Ct. 2165 (2018) |
| Ohio v. American Express Co., 138 S. Ct. 2274 (2018) | Dalmazzi v. United States, 138 S. Ct. 2273 (2018) (per curiam) |
| XIII その他 | Cox v. United States, 138 S. Ct. 2273 (2018) (per curiam) |
| Dig. Realty Trust, Inc. v. Somers, 138 S. Ct. 767 (2018) | |

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2017年10月開廷期の36件の刑事関係判決を紹介する。なお、「自己負罪拒否特権」で紹介する1件と「その他」で紹介するうちの2件は、上告受理は不用意に認められたものであるとしてこれを取り消すとの2行の裁判所意見（per curiam opinion）である。

本概観で紹介する判決限りでのことであり、かつ、とり上げる事件の選択の傾向にもよると思われるが、今期の出来事で目に付いたこととして、裁判官全員一致の法廷意見があるものが7件（ただし、うち1件には、ゴーサッチ裁判官は関与していない）、反対意見のない裁判所意見が4件ある一方、5対4または5対3に分かれたものが合計6件あるものの、そのうち、「逮捕、捜索・押収」で紹介する Carpenter 判決ではロバーツ長官執筆の法廷意見にリベラルと目される裁判官が同調して多数を形成し、「刑事実体法」で紹介する Dimaya 判決では最保守と目されるゴーサッチ裁判官がリベラルと目される裁判官とともに結論に同調し、ケーガン裁判官執筆の法廷意見に一部同調していることを挙げることができる。保守・リベラルの微妙なバランスをとる役回りを果たしてきたとされるケネディ裁判官は、5対4または5対3の局面では常に保守グループに属した。ケネディ裁判官は、本開廷期終了後の2018年7月31

日に引退し、後任として紆余曲折の末、トランプ大統領好みの保守派と目されるコロンビア特別区連邦控訴裁のカヴァノー裁判官が同年10月6日に任命された。その結果、連邦最高裁が保守的な傾向を強めるとの観測があるが、そう単純には割り切れない面もあることが今期の刑事関係判決にも現れているのではないと思われる⁽¹⁾。

上記 Carpenter 判決は、携帯電話会社からの被疑者の携帯電話の位置情報の取得に関するものであり、わが国の刑事手続の実務上も参考となる議論が含まれているように思われる。また、上記 Dimaya 判決は、加重重罪により有罪を受けた外国人の退去強制を定めた移民国籍法の規定のうち、加重重罪の1つとして定められている「暴力犯罪」の定義について、漠然としているとして合衆国憲法修正5条のデュー・プロセス条項違反としたものである。

本概観で紹介する判決のなかでとくに注目を浴びたものとして、スポーツ賭博の禁止を定めた連邦のプロ及びアマチュア・スポーツ保護法を、連邦と州の権限の配分について明示した合衆国修正10条違反とした NCAA 判決がある。この判決は日本でも報道された。この法律は、その禁止の性質から、違反に対する刑罰の定めはなく、連邦の司法長官が差止命令の請求ができるとするのみであり、争点の性質からも刑事法には区分し難いので、刑事関係判例としてその要点を紹介するにとどめた。

(田中利彦)

II 逮捕、搜索・押収

・Wesby 判決⁽²⁾

本件は、不法侵入の被疑事実による逮捕につき相当な理由 (probable cause)

-
- (1) なお、トランプ大統領による「オバマの裁判官」批判に対し、ロバーツ長官が2018年11月21日に出した反論の声明 (日本経済新聞2018年11月22日付朝刊参照) に関するニューヨーク・タイムズおよびワシントン・ポストの次の記事を参照。Roberts Rebukes Trump for Swipe at “Obama Judge”, N. Y. TIMES, Nov. 22, 2018, at A1; Roberts Rebukes Trump’s Tweet, WASH. POST, Nov. 22, 2018, at A1.
- (2) District of Columbia v. Wesby, 138 S. Ct. 577 (2018). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の一部同意・結論同意意見, ギンズバーグ裁判官の結論一部同意意見がある。

が認められるか、また、逮捕を行った警察官に限定的免責 (qualified immunity) が認められるかが争われた事案である。

コロンビア特別区の警察官らは、ある家で騒々しい音楽を流し違法な行為をしている者がいるとの通報を受けて現場へ赴いた。近隣住民らの話によると、その家は数か月にわたって空き家であるとのことであった。

警察官らが家のなかに入ると、マリファナの臭いがただよい、床にはビール瓶などが転がってひどく汚れていた。また、電気や水道は使えたが、家具はほとんどなく、人が暮らしていることをうかがわせるものは窓のブラインドなどごくわずかであった。リビングルームでは下着姿の女性がストリップをしており、複数の男性が見物していた。彼らの多くは警察官らをみてほかの部屋へ逃げ出した。2階はさらに乱れた様子であり、1つしかない剥き出しのマットレスで裸の女性1人が数人の男性と寝ていた。周囲には使用済みコンドームなどが散らかっていた。警察官らは、クローゼットに隠れている者や、バスルームから出てこない者を発見した。

警察官らは、家のなかにはいた21人——被告人 Wesby ら16人を含む——に事情聴取を行ったが、筋の通った説明はなかった。一部の者は「ピーチ」なる女性が彼らを家に招いたのだと述べたが、そこに「ピーチ」はおらず、誰も「ピーチ」の本名を知らなかった。

警察官らが「ピーチ」に架電したところ、同人は警察官らに問い詰められてしどろもどろになり、結局、家を利用する許可を得ていないと認めた。また、家の所有者が「ピーチ」に許可を与えていないことも確認された。そこで、警察官らは Wesby ら21人を不法侵入の被疑事実で逮捕した。

Wesby らは、本件逮捕は相当な理由を欠き合衆国憲法修正4条に違反するとして、コロンビア特別区および逮捕を行った警察官らに対して訴えを提起した。連邦地裁は、警察官らが得た証拠のなかには、Wesby らが、所有者の意思に反して立ち入っていることを知っていた、あるいは、知るべきであったということを根拠づけるものはないから、本件逮捕は相当な理由を欠く違法なものであり、また、限定的免責も認められないとした。コロンビア特別区連邦控訴裁も、「ピーチ」が Wesby らを招待していた点を重視してこれを維持した。

連邦最高裁は上告受理の申立てを認め、大要以下のように判示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

逮捕における相当な理由は、事案ごとの全体的な事実関係に依存するものであり、整然たる法準則の形にするのに適したものではない。また、それはさほ

ど高いハードルではない。

警察官らは、家のなかの状況、家のなかでの Wesby らの行動、警察官らを見た Wesby らの反応、事情聴取に対する Wesby らの受け答えなどから、Wesby らに不法侵入の認識があることを合理的に推測したといえる。コロンビア特別区連邦控訴裁は「ピーチ」が Wesby らを招待したことを重視するが、警察官らと「ピーチ」の会話の内容や、それが家の所有者の発言で裏づけられていることからすると、警察官らがこれを信用しなかったことには根拠がある。

これと異なる結論を導くに際し、コロンビア特別区連邦控訴裁は2つの確立された法理を看過した。1つは、各事実を全体のなかに位置づけず、個別に捉えたことである。当裁判所の先例は事情の総合的考慮を求めており、それは、コロンビア特別区連邦控訴裁におけるような分断的評価 (divide-and-conquer) を斥ける。もう1つは、ある事実が被疑者の弁明と整合するとき、それは相当な理由を基礎づける事情にはならないと即断したことである。コロンビア特別区連邦控訴裁は、合理的な警察官であれば——被疑者の弁解の合理性の有無を含む、すべての状況を勘案して——犯罪行為が行われた実質的な可能性があると結論し得たか否かを問うべきであった。

以上により、相当な理由を否定したコロンビア特別区連邦控訴裁の判断は破棄されねばならない。

本件の処理のためにはこれで十分であるが、限定的免責の可否に関するコロンビア特別区連邦控訴裁の判断の誤りを是正するため、さらに述べておく。

当裁判所の先例によれば、警察官は、連邦法上の権利を侵害し、かつ、その行為の違法性が行為当時において明確に確立されていたのでない限り、限定的免責を付与される。

ある行為の違法性が明確に確立されているとするには、そこで問題となる法準則が、支配的な判例 (controlling authority) または説得的な判例に関する安定的な合意 (a robust consensus of cases of persuasive authority) により示されていることを要するのであり、単に先例により示唆されている (suggested) だけでは足りない。

また、当該法準則の適用上の外延が十分に明確であり、合理的な警察官にとって、自らの行動がその状況下で違法であるのが明らかであることも必要である。それは一般的・抽象的なものではなく、ある警察官が直面した具体的状況が相当な理由に該当するの否かを明確に決することができるものでなければ

ならない。

当裁判所は、相当な理由の判断に際しては事案ごとの事実関係を厳密に考えることが必要であり、安易な類型化はできないと強調してきた。もちろん、同種事案に関する先例がなくても、ある行為が明らかに違法といえる場合もある。しかし、通常、相当な理由に関して明確な答えを出すには、関連する一連の先例が必要である。

コロンビア特別区連邦控訴裁も *Wesby* らも、本件同様の状況下で修正 4 条違反を認めた——支配的な、あるいは、安定的な合意を得た判例はおろか——ただ 1 つの先例すら挙げておらず、また、本件が、関連する一連の判例を参考にする必要もないほど違法性の明白なケースであるともいえない。それゆえ、本件では限定的免責が認められるべきである。

(滝谷英幸)

・ *Hughes* 判決⁽³⁾

本件は、ある者がナイフで他者に危害を加えようとしていると誤認した警察官が、その者に対して発砲し負傷させたという場合において、警察官に限定的免責が認められるか否かが問題となった事案である。

アリゾナ州の警察官である上告人 *Kisela* は、尋常でない様子の女性がキッチンナイフで木を切りつけているとの通報を受け、同僚らとともに現場へ赴いた。すると、住居の敷地内に 1 人の女性——*Chadwick*——が立っており、もう 1 人の女性——被上告人 *Hughes*——が大きなナイフをもって家から飛び出してきた。*Hughes* の特徴は通報にあった女性のそれと一致しており、同人は *Chadwick* の 6 フィート内にまで近づいた。*Kisela* らと *Hughes* らとの間は金網で隔てられていた。

Kisela らは *Hughes* が *Chadwick* に危害を加えようとしているものと判断し、*Hughes* に対してナイフを捨てるよう 2 度警告をしたが、同人が従わなかったため、金網越しに発砲して同人に命中させた。*Kisela* らは負傷した *Hughes* に手錠をかけ、救急隊員を呼んで病院へ連れて行かせた。*Hughes* の怪我は生命には別条のないものであった。なお、*Kisela* らが *Chadwick* を発見してから *Hughes* に発砲するまでの時間は、1 分に満たなかった。

(3) *Kisela v. Hughes*, 138 S. Ct. 1148 (2018) (per curiam). ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

実際には Hughes は Chadwick に危害を加えようとしていたわけではなかったため、Hughes は、Kisela が修正 4 条に違反して過剰に実力を行使したと主張し、同人に対する訴えを提起した。連邦地裁は Kisela に対するサマリー・ジャッジメント (summary judgment) を認めたが、第 9 巡回区連邦控訴裁は、Kisela が修正 4 条に違反したことは一見して明白であり、それは先例に照らして明確に確立された (clearly established) ものといえるとして、これを破棄した。Kisela は裁判官全員による再審理を求めたが、第 9 巡回区連邦控訴裁はこれを斥けた。

連邦最高裁は、Kisela による上告受理の申立てを認め、大要以下のように判示して原判決を破棄し、事件を差し戻した。

当裁判所の先例によれば、行為当時の状況に鑑み、他者に対する重大な傷害が惹起されるおそれがあると信ずる相当な理由がある場合には、逃走防止のため生命に関わるような実力行使をすることも連邦憲法上不合理ではない。また、警察官による実力行使が過剰であるか否かは、警察官にとって現場における瞬時の判断が困難であることを踏まえ、個々の事案ごとの事実関係に照らして慎重に判断されるべきものである。

当裁判所は、Kisela による発砲が修正 4 条に違反したか否かを判断しない。修正 4 条違反があったと仮定してもなお、Kisela には限定的免責が認められるべきだからである。

限定的免責は、警察官の行為が、合理的一般人であれば知ることができたであろう明確に確立された連邦法上の権利を侵害したとはいえない場合に認められるのであり、その判断は、警察官の行為の時点を基準として行われる。

過剰な実力行使という法的問題は、その結論が事案ごとに異なる事実関係に大きく依存するものであるため、問題となっている事案の事実関係にまさに当てはまる (squarely governs) ような先例がない限り、警察官には限定的免責が認められるのである。もっとも、そうした先例がなくても、類似の事実関係を含む先例によって警察官に対し特定の実力行使が違法であるという告知 (notice) が与えられることもある。

ある法理に関する一般的な形の叙述は、その性質上、警察官に対して公正かつ明確な告知を与えることができるものではない。ある権利の外延が十分に明確であり、したがって、合理的な警察官であれば自らがその権利を侵害していることを理解できたというような場合でなければ、同人がその権利を侵害したということとはできないのである。それは限定的免責の基準において不可欠な要

素であるが、第9巡回区連邦控訴裁は本件でこれを適切に用いなかった。

Kiselaは、Hughesを撃ったのは、同人がChadwickに危害を加えようとしていると信じたためであるという。Kiselaには、Chadwickに対する危険の有無を判断するための十分な時間はなかった。Kiselaの目の前には、ナイフで木を切りつけていた者——その様子が尋常でなかったために居合わせた者が通報するほどであった——がいたのである。加えて、KiselaとHughesらとの間が金網で隔てられていたこと、HughesがChadwickに数フィートの距離まで近づいていたこと、ナイフを放すよう指示する2度の警告にHughesが従わなかったことなどを考慮すると、本件は、Chadwickを護るためにHughesを撃つことが修正4条に違反すると合理的な警察官なら明らかに判断できるケースではなかったというべきである。

なお、第9巡回区連邦控訴裁がKiselaの行為を過剰な実力行使であると判断するうえで援用した先例も、本件において適切なものではない。

(滝谷英幸)

・Byrd判決⁽⁴⁾

本件は、レンタカーを運転していた者が——契約上運転する資格のない者であった場合でも——その自動車に関しプライバシーの正当な期待を有すると認められるかが争点となった事案である。

上告人ByrdとReedはレンタカーの営業所まで自動車で行った。Reedが営業所でレンタカーを借りる手続をしている間、Byrdは営業所の駐車場に停めた車のなかで待っていた。Reedの署名した契約書には、契約書に名前の記載されていない者が運転することは契約違反となる旨の条項が含まれていた(Byrdの名前は契約書には記載されていなかった)。Reedは営業所を出ると、レンタカーのキーをByrdに渡した。Byrdは、1人でレンタカーを運転して目的地を目指したが、3時間近く走ったところで、交通違反の容疑で警察官により停止を求められた。警察官はレンタカーを捜索し、そのトランクから、ヘロインなどを発見した。これらは連邦の捜査官に渡された。連邦法違反——頒布目的によるヘロインの所持等——で起訴されたByrdは、ヘロインなどは違法な捜索によって得られたものであるとして、その証拠排除を申し立てたが、連

(4) Byrd v. United States, 138 S. Ct. 1518 (2018). 法廷意見はケネディ裁判官が執筆(全裁判官一致)。トーマス裁判官の同意意見(ゴースッチ裁判官同調)、アリート裁判官の同意意見がある。

邦地裁はこれを却下した。第3巡回区連邦控訴裁は、運転者として契約書に名前が記載されていなかったByrdには自動車に関しプライバシーの合理的な期待が認められないとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は、次のように述べて、第3巡回区連邦控訴裁の判断を破棄し、事件を差し戻した。

自動車を所有し占有する者は、自動車に対しプライバシーの合理的な期待を有する。問題は、それ以外の者がそうした期待を有するといえるのはどのような場合かである。プライバシーの合理的な期待を主張するためには搜索場所に対し財産上の権利をもっていることは必ずしも必要ではないが、搜索場所に正当にいたというだけでは、プライバシーの合理的な期待は認められていない。修正4条の権利の存否を測定する物差しとして大雑把過ぎるからである。

法によるプライバシーの期待の正当化 (legitimation) は、財産法の観念あるいは社会的理解を参照することによって行われなければならない。財産権に付随する主要な権利の1つは、他人を排除する権利であるが、これにより、財産を所有あるいは合法的に占有・支配する者はプライバシーの正当な期待を有するといえる。

訴追側は、契約書に名前の記載されていない運転者はプライバシーの期待を有することはおよそあり得ないと主張するが、これは修正4条の理解としては制限的に過ぎる。適法に自動車にいる同乗者は、自動車に対し所有あるいは占有の利益を有する場合を除いて、排除法則の適用を主張し、自動車の搜索の適法性を争うことは許されないとされているが、Byrdは、自動車を自ら運転し、しかも同乗者がいなかったのであるから、自動車に対し占有ないし支配の利益を有するとしても、これと矛盾しない。占有・支配の存否の判断が、その自動車がレンタカーであるか第三者の所有する自動車であるかによって左右されることはない。また、訴追側は、Byrdがレンタカーを運転したのは契約違反に当たるので、同人はプライバシーの期待を有しないと主張する。しかし、本件契約書によると、契約違反により契約は無効となるわけではなく、賠償保険が利用できなくなるだけであり、契約違反を犯すことによってプライバシーの期待がなくなってしまうわけではない。

他方、Byrdは、運転者には常にレンタカーに関しプライバシーの期待が認められるべきであるというが、これでは、自動車窃盗の犯人も修正4条の利益を有することとなってしまう、適切でない。搜索時に盗まれた自動車のなか

にいた者など、搜索場所に不法に居合わせた者は、搜索の適法性を争うことができないとされている。

レンタカーを合法的に占有・支配している運転者は、契約書に運転者としてその名前が載っていないというだけで、プライバシーの合理的な期待が失われることはないと解される。そこで、問題は、Byrd がレンタカーに対し適法な占有を有するといえるかどうかであるが、訴追側は、自己の犯罪を実行するため第三者にレンタカーを借りさせた者は窃盗犯人と同様に扱われるべきであるというが、この点は、上告審で初めて主張されたものであるので、第3巡回区連邦控訴裁において判断されるべきである。

また、訴追側は、レンタカーを搜索する相当な理由が認められたので、無令状の搜索が正当化されると主張するが、これについても、原審で検討されておらず、第3巡回区連邦控訴裁に判断させるべきである。

(洲見光男)

・Collins 判決⁽⁵⁾

本件は、禁制品等を積んでいる相当な理由の認められる自動車については、これを無令状で搜索することを許す「自動車の例外 (automobile exception)」により、被疑者の家屋の一部と認められている場所に立ち入り、そこに置かれているバイクを無令状で搜索することができるかが争点となった事案である。

交通違反を犯し、警察官の停止の求めに応じず、猛スピードで逃走したバイクが、上告人 Collins のもっている盗難車両である疑いが生じた。捜査を担当していた警察官は、令状も Collins の承諾も得ないで、バイクの置かれている住宅敷地内の私道 (driveway) の突き当たりまで行き、バイクから覆いを取り、バイクのナンバーと車両番号を得て照会をした。その結果、バイクが盗品であることが確認された。警察官は、バイクの写真を撮り終わると、バイクに覆いをかけ、自動車に戻り、Collins の帰宅を待って逮捕した。Collins は、バイクを搜索するため家屋の囲繞地 (curtilage) に不法に侵入した警察官の行為は修正4条に違反するとして、証拠排除の申立てをした。州の事実審裁判所は Collins の申立てを却下し、同人は盗品収受の罪で有罪判決を受けた。州の控

(5) Collins v. Virginia, 138 S. Ct. 1663 (2018). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の同意意見, アリート裁判官の反対意見がある。

訴裁判所はこれを支持し、州最高裁も、第 2 審裁判所の判断を維持した。

連邦最高裁は、次のように述べ、原判決を破棄し、事件を差し戻した（本件では、バイクが警察官の追跡を免れたものであると疑うに足りる相当な理由が認められることについて当事者間で争いはなく、また、州側は警察官がバイクの覆いを取ったことなどが「搜索」に当たることを認めている）。

判例上確立している「自動車の例外」は、自動車が容易に移動できることと、広範な法規制を受けていることを根拠とする令状要件に対する例外であるが、その根拠は、自動車についてのみ妥当するもので、それゆえ、自動車は連邦憲法上家屋と異なる扱いがなされてきた。一方、家屋を直接囲みこれと接続している場所——圍繞地——は、修正 4 条の適用上、家屋の一部と考えられてきている。証拠を収集するため、圍繞地に不法に侵入する警察官の行為は、修正 4 条にいう搜索に当たり、令状がなければ不合理なものと推定される。本件バイクの置かれていた私道の突き当りは、その一面を家屋の塀により、二面を自動車ほどの高さのブロック塀で囲まれており、圍繞地に当たる。

バイクを搜索するため Collins の家屋の圍繞地に侵入した警察官の行為は、バイクに対する修正 4 条の利益だけでなく、家屋の圍繞地に対する同条の利益をも侵害した。後者の利益の侵害は「自動車の例外」によって正当化されないが、このことは、本件事案を少し変えて、家屋の居間に自動車が停めてあるのが公道からみえたので家屋に立ち入った場合を考えれば、明らかである。

州側は、「自動車の例外」により、自動車が置かれている周辺の場所についても無令状で搜索することが許されるよう例外の拡大適用を求めている。しかし、「自動車の例外」により本件警察官の行為を正当化すれば、家屋とその圍繞地に与えられる修正 4 条の核心的な保護を過小評価するとともに、自動車の例外をその正当化根拠から解放してしまうこととなる。当裁判所の判例上、令状要件の例外により家屋への無令状の立入りが許されるとする考えは拒絶されてきている。

以上を要するに、警察官は、「自動車の例外」により自動車を搜索するには、自動車へのアクセス権限をもっていなければならないが、「自動車の例外」はそうした権限を与えるものではない。

(洲見光男)

・ Carpenter 判決⁽⁶⁾

本件は、携帯電話会社から被疑者の携帯電話の位置情報を取得したことが修正4条にいう捜索に当たるかどうか争点となった事案である。

一連の強盗事件で逮捕された被疑者らから共犯者らの携帯電話番号の情報を得た捜査機関は、連邦法（合衆国法典第18編2703条（d））に定める裁判所の命令状（order）により、携帯電話会社から、127日間にわたる12,898件の携帯電話の位置情報の提出を受けた（この命令状は、現在実施している捜査と実質的に関連する情報であることの「合理的な根拠（reasonable grounds）」に基づき発付された）。これらの情報により強盗などの罪で起訴された上告人 Carpenter は、公判前、相当な理由に基づいて発付される令状（warrant）によらないで位置情報を取得したのは修正4条違反に当たるとして、その証拠排除を求めたが、連邦地裁はこの申立てを却下した。第6巡回区連邦控訴裁は、電話会社と共有している携帯電話の位置情報に対しプライヴァシーの合理的な期待を認めることはできないとして、連邦地裁の判断を支持した。

連邦最高裁は、次のように述べ、第6巡回区連邦控訴裁の判断を破棄し、事件を差し戻した。

Knotts 判決⁽⁷⁾は、公道上で自動車で移動する者は、ある場所から他の場所への移動に対しプライヴァシーの合理的な期待を有しないので、警察がビーパー——無線電波送信機——を用いて対象者の自動車の位置情報を取得する行為は修正4条にいう捜索に当たらないとしたが、24時間にわたり行動を監視する場合については、連邦憲法上これと異なる規律が必要となることも明らかにしていた。GPS 捜査に関する Jones 判決⁽⁸⁾のアリート裁判官の同意意見およびソ

(6) Carpenter v. United States, 138 S. Ct. 2206 (2018). ロバーツ長官執筆の法廷意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケガン各裁判官同調）のほか、ケネディ裁判官の反対意見（トーマス、アリート各裁判官同調）、トーマス裁判官の反対意見、アリート裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調）、ゴースッチ裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、中山代志子・比較法学52巻3号230頁（2019年）がある。

(7) United States v. Knotts, 460 U. S. 276 (1983) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』18頁〔大塚裕史〕（成文堂、1986年）、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』313頁〔香川喜八朗〕（中央大学出版会、2012年）].

(8) United States v. Jones, 565 U. S. 400 (2012) [紹介、土屋眞一・判例時報2150号3頁（2012年）、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2011年10

トマイヨール裁判官の同意意見は、被疑者の移動全体に関してプライバシーの合理的な期待が認められ、GPS 端末装置を使用して長期間にわたり被疑者の自動車の位置情報を獲得するのはプライバシーの侵害に当たるとの見方を示していた。GPS 捜査により取得される情報と同様、携帯電話の位置情報は、「詳細・百科全書的で容易に集積される」ものであり、Riley 判決⁽⁹⁾のいう「生活の私事 (privacies of life)」を記録したものである。さらに、携帯電話の位置情報は過去数年遡って取得することができるため、捜査機関は GPS 捜査により収集される情報以上のものを容易に入手することが可能である。

他方、自発的に第三者に提供した情報に対してはプライバシーの正当な期待が認められないとする「第三者法理 (third-party doctrine)」が判例上確立している。この法理の適用にあたっては、知悉して第三者と情報を共有している事実だけでなく、取得されるべき情報の性質も考慮しなければならない。携帯電話の位置情報は、これまで同法理によりプライバシーの期待が認められないとされてきた預金者に関する銀行記録⁽¹⁰⁾や電話会社の有するダイヤル情報⁽¹¹⁾と量的に大きく異なる。さらに、携帯電話が日常生活を送るうえで欠かせないものであり、また、携帯電話の電源を入れるだけでそれ以上の積極的な行動をとらなくても情報が記録されるため、携帯電話の位置情報については、これを「任意に晒し共有している」とみることが適切でない。

本件判断は、携帯電話の位置情報によって捕捉されるような移動の記録に関し正当なプライバシーの利益が認められる稀有な場合には、その取得に相当な理由に基づいて発付される令状が必要であるというものであり、それ以外の点で第三者法理が変更を受けることはない。Carpenter の携帯電話会社から取

月開廷期刑事関係判例概観」比較法学47巻1号177-179頁〔洲見光男〕(2013年)、真島知子・比較法雑誌47巻1号219頁(2013年)、大野正博・朝日法学論集46号199頁(2014年)、緑大輔・アメリカ法2013年2号356頁(2014年)].

(9) Riley v. California, 134 S. Ct. 2473 (2014) [紹介、池亀尚之・アメリカ法2015年1号144頁(2015年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学49巻1号180-183頁〔洲見光男〕(2015年)、森本直子・比較法学49巻2号336頁(2015年)、小早川義則・名城ロースクール・レビュー37号119頁(2016年)].

(10) United States v. Miller, 425 U. S. 435 (1976).

(11) Smith v. Maryland, 442 U. S. 735 (1979) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第1巻』30頁〔関哲夫〕(成文堂, 1982年)、渥美編・前掲注(7)290頁〔柳川重規〕].

得された位置情報は搜索の産物であった。

(洲見光男)

・その他

逮捕、搜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国内に所在するプロバイダーは、連邦法に依拠して発付された令状により国外に保存されている電子通信の開示を求められた場合、これを提供しなければならないかどうか争点となった事件につき、上告受理の申立てを認めた後、データが国外にある場合でも提出を求めることができるよう連邦法の関連規定が改正され、捜査機関が新たに同規定に基づく令状の発付を得た以上、訴えの利益がない (moot) とした Microsoft 判決⁽¹²⁾、傍受令状に発付裁判官の所属する裁判所の管轄外である他州においても傍受することができる旨の一文が挿入されていた場合であっても、その執行により取得された証拠の許容性は否定されないとした Dahda 判決⁽¹³⁾、報復目的で逮捕されたとして、合衆国法典第42編1983条による損害賠償請求訴訟を提起した者は、逮捕が修正4条に照らして合理的であったとしても、合衆国憲法修正1条に基づく主張をすることができるとした Lozman 判決⁽¹⁴⁾、同じく損害賠償請求事件につき、捜査活動により被疑者が祈りをささげるのを妨げられた場合でも、修正4条に照らして合理的な捜査であったときは、信教の自由を保障する修正1条違反があるとはいえないとした Sause 判決⁽¹⁵⁾がある。

(洲見光男)

Ⅲ 自己負罪拒否特権

自己負罪拒否特権に関する本開廷期の判決としては、強制的に採取された供

(12) United States v. Microsoft Corp., 138 S. Ct. 1186 (2018) (per curiam).

(13) Dahda v. United States, 138 S. Ct. 1491 (2018). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

(14) Lozman v. City of Riviera Beach, 138 S. Ct. 1945 (2018). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、アリート、ソトマイヨール、ケーガン、ゴーサッチ各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の反対意見がある。

(15) Sause v. Bauer, 138 S. Ct. 2561 (2018) (per curiam).

述を予備審問手続 (probable cause hearing) ——当該供述をした者についての訴追の審査のために実施されるもの——に提出することは合衆国憲法修正 5 条の自己負罪条項違反となるかが争点であったが、結局、不用意に認められた (improvidently granted) ものであるとして上告受理が取り消された Vogt 判決⁽¹⁶⁾がある。

(小川佳樹)

IV 弁護

・McCoy 判決⁽¹⁷⁾

本件は、死刑法定犯罪で起訴された被告人が、有罪を認めるという方針に反対であるとの意思を明示しているのに対し、弁護人が、陪審に、犯人は被告人であると述べるのが、合衆国憲法修正 6 条——弁護人の援助を受ける権利の保障——違反とならないかが争われた事案である。

上告人 McCoy は、3つの第 1 級謀殺の訴因で、ルイジアナ州の裁判所に起訴され、無罪答弁をした。事実審理の前に、弁護人は、検察側の証拠からすると、死刑判決を避けるためには、罪責認定手続で有罪を認めるしかないと判断し、その旨を McCoy に告げた。しかし、McCoy は、そのような方針に反対し、無罪判決の獲得を追求するよう弁護人に求めた。

事実審理において、弁護人は、冒頭陳述などで、McCoy が被害者らを殺害したことは間違いないと述べた。これに対し、McCoy は、証言台に立ち、自分にはアリバイがあり、無実であると主張したが、陪審は、すべての訴因について、有罪の評決をした。

量刑手続において、弁護人は、再度、犯人は被告人であると述べたうえで、被告人に精神障害があることを理由に、刑の軽減を求めた。しかし、陪審は、死刑の評決をした。

その後、McCoy は、犯人は被告人であると弁護人が陪審に述べたことによ

(16) *City of Hays v. Vogt*, 138 S. Ct. 1683 (2018) (per curiam). ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

(17) *McCoy v. Louisiana*, 138 S. Ct. 1500 (2018). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケネディ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (トーマス、ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

って連邦憲法上の権利を侵害されたとして、事実審理のやり直し (new trial) を求めたが、州裁判所は、これを斥けた。

McCoy の上告を受理した連邦最高裁は、次のような判断を示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

修正 6 条は、弁護人の援助を受ける権利を被告人に保障している。しかし、被告人は、弁護人の援助を受けずに、自分 1 人で防御活動をすることもできる。そして、被告人の選択権は、「全か無か」というものではない。すなわち、弁護人の援助を受けることにしたからといって、被告人は、すべてを弁護人に委ねなければならないわけではない。例えば、有罪答弁をするか否かを決定するのは、被告人である。被告人は、検察側の証拠が「圧倒的 (overwhelming)」である場合でも、無罪答弁をすると決めることができる。そして、死刑判決が見込まれる事件の罪責認定手続において、防御の方針 (objective of the defense) を「無実を主張する」と定めることについても、同様に考えるべきである。弁護人は、有罪を認めることが最良の選択肢であるという結論に至ったのであれば、その旨を被告人に説明すべきであるが、被告人が反対である場合には、それに従わなければならない。

以上のように解することは、Nixon 判決⁽¹⁸⁾——罪責認定手続において弁護人が有罪を認める冒頭陳述などをしたという事案について、修正 6 条違反はないとした——と矛盾するものではない。同事件では、弁護人から弁護方針を説明された被告人は、その賛否に関して何も述べなかったのであり、本件のように、弁護方針に反対であるとの意思を明示していたわけではない。

ルイジアナ州最高裁は、McCoy のアリバイを弁護人に主張させることには、同州の法曹倫理規程上の問題があるとする。すなわち、弁護人を偽証に関与させることになるのである。しかし、本件は、弁護人に対して被告人が偽証するつもりであると述べたという事案ではない。弁護人は、検察側の証拠に照らし、McCoy のいうアリバイは信用できないと判断したに過ぎない。罪責認定手続で犯人は被告人であると弁護人が述べたのは、より軽い刑を得るためであって、偽証に関与することになるのを回避するためではない。

(18) Florida v. Nixon, 543 U. S. 175 (2004) [田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2004年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻1号267-268頁〔小川佳樹〕(2007年)【田中編『アメリカの刑事判例1——2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』90-91頁〔小川〕(成文堂, 2017年)】].

本件で問題となっているのは、弁護活動に欠陥があったことではなく、被告人の自己決定権が侵害されたことであるから、有効な弁護を受ける権利の侵害に関する Strickland 判決⁽¹⁹⁾および Cronin 判決⁽²⁰⁾の判断枠組みは適用されない。すなわち、McCoy は、救済を受けるために、弁護活動に欠陥があり、それによって不利益を受けたことを示す必要はない。

修正 6 条によって保障される被告人の自己決定権の侵害は「構造的な (structural)」瑕疵に当たるから、当該瑕疵が「無害の手続的瑕疵 (harmless-error)」であるか否かは問題とならない。したがって、本件では、事実審理のやり直しが求められることになる。

(小川佳樹)

・ Beaudreux 判決⁽²¹⁾

本件は、弁護人が犯行目撃証言の証拠能力を争わなかったことにより被告人の有効な弁護を受ける権利が侵害されたといえるかが争われた事案である。

被告人 Beaudreux は、2006年に被害者を銃殺し、その現場を Crowder と Esho の 2 人が目撃したとされる。

銃殺事件から 17 か月後、Crowder が、別の事件で逮捕され身柄を拘束されている間に、銃殺事件の犯人を中学時代から知っていると述べたため、捜査官は中学の卒業アルバムと Beaudreux のものを含む複数枚の写真をみせた。Crowder は Beaudreux が犯人であると述べた。

その翌日、捜査官は、Esho に対して 2 度の写真面割りを行った。まず、Beaudreux の最近の写真を含む 5 枚の写真をみせたところ、Esho は、「このなかで犯人に最もよく似ている」として Beaudreux の写真を指したが、犯人と

(19) Strickland v. Washington, 466 U. S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』124 頁〔加藤克佳〕(成文堂、1989年)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90 頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部、1994年)、憲法訴訟研究会 = 芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁〔宮城啓子〕(有斐閣、1998年)、樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118 頁〔岡田悦典〕(有斐閣、2012年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ——弁護人依頼権、スーパー・デュー・プロセス』189 頁(成文堂、2013年)].

(20) United States v. Cronin, 466 U. S. 648 (1984) [紹介、渥美編・前掲注 (19) 96 頁〔椎橋隆幸〕、小早川・前掲注 (19) 184 頁].

(21) Sexton v. Beaudreux, 138 S. Ct. 2555 (2018) (per curiam). プライヤー裁判官の反対意見がある。

は断定しなかった。その数時間後、今度は、1度目の写真よりも古く、銃殺事件の時点に近い時期の Beaudreux の写真を含む6枚の写真を見せたところ、Esho は Beaudreux を「犯人にとってもよく似ている」と述べたが、やはり断定はしなかった。

予備審問において Beaudreux を直接にみた Esho は、Beaudreux の歩き方で確信したとして、同人が犯人であると断定した。なお、捜査官から Esho に対して「Beaudreux が犯人なのではないか」といった働きかけが行われたことはなかった。

Beaudreux は第1級謀殺などで起訴され、Crowder と Esho が犯人は Beaudreux であると証言し、同人に対する有罪判決が言い渡された。Beaudreux はカリフォルニア州裁判所に対するヘイビアス・コーパスの申立てを行ったが、斥けられた。その後、Beaudreux は2度目の申立てを行い、その際、事実審理における弁護人が Esho の証言につき証拠排除を求めなかったことは不適切な弁護活動であったとの主張を追加した。州裁判所が Beaudreux の主張を容れなかったため、同人は連邦地裁に対する申立てを行ったが、同裁判所はこれを斥けた。

第9巡回区連邦控訴裁は、Beaudreux が事実審裁判所で述べなかった点も含めて検討を行い、捜査官による2度の写真面割りの際に2度とも含まれていたのが Beaudreux の写真のみであった点においてその方法が不当に示唆的であり、Esho の証言はそうした事情を克服できるほどに信用できるものではないとして、弁護人が証拠排除の主張をしなかったことは Beaudreux の有効な弁護を受ける権利を侵害したと結論し、連邦地裁の判決を破棄した。

州による上告受理の申立てを受け、連邦最高裁は大要以下のように判示して、原判決を破棄し事件を差し戻した。

「1996年テロ対策及び効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」のもとで、連邦裁判所は、州裁判所が一定の問題につきすでに判断を下している場合、それが明確に確立された連邦法に反する、あるいは、その適用を誤っている場合か、州の手に提出された証拠に照らして不合理な事実認定に基づくものである場合を除き、ヘイビアス・コーパスの申立てを認めてはならない (合衆国法典第28編2254条 (d))。

Richter 判決⁽²²⁾がいうように、本件のような、ある問題につき州裁判所によ

(22) Harrington v. Richter, 562 U. S. 86 (2011).

る理由の付された判断が存在しない場合、連邦裁判所は、州裁判所の判断を根拠づけ得るとしたらそれはいかなる論理であるのか、そして、その論理は、公正な法律家であれば、それが当裁判所の先例に反するというにつき異議を唱えることがあり得るものであるのか否かを検討すべきことになる。そして、そうした異議があり得るなら、ヘイビラス・コーパスの申立ては斥けられなければならない。

Strickland 判決⁽²³⁾によれば、申立人が不適切な弁護の主張を行うには、①弁護活動が不十分であったこと、②それにより権利が侵害されたことの両方を示さなければならない。

当裁判所の先例は、デュー・プロセスに関する問題は、捜査官が、許容し難いほどに示唆的であり、かつ、不必要でもある犯人識別手続 (identification procedure) を用いた場合にのみ生ずるとしている。そのためには、事案ごとの具体的な事実関係を照らして、ある手続が治癒しがたいほどに誤った識別をもたらす非常に実質的な危険性を生じさせるものであるといえなければならない。単に、それが何らかの点で理想的とはいえないというだけでは足りない。目撃証言の信用性は、その判断における中核的なものである。当裁判所が予備審問における識別手続をデュー・プロセス違反であるとしたのは Foster 判決⁽²⁴⁾の 1 度だけであり、そこでは、捜査官は、非常に示唆的な 2 つの写真群と単独面割り (one-to-one confrontation) という方法を用いたため、目撃者は被告人を犯人と断定することがほとんど避けがたい状況に置かれていた。これに対して、本件における Esho の証言に関する事実関係を総合的に考慮すると、公正な法律家であれば目撃証言の証拠排除の主張が認められないと考えるに至るであろう論理が少なくとも 1 つは存在するのであり、それによって、州裁判所は、目撃証言が信用できないことを Beaudreux が証明していない、と合理的に結論し得たであろう。

さらに、第 9 巡回区連邦控訴裁は、Beaudreux が州におけるヘイビラス・コーパスの申立てにおいては主張してすらいなかったことを考慮している点、および、Strickland 判決が示したそのように一般的な形の準則を用いる場合ほど州裁判所の裁量の余地が大きくなるにもかかわらず、Beaudreux の主張を州裁判所に対する適切な敬讓 (deference) に基づいて評価していない点におい

(23) Strickland v. Washington, *supra* note 19.

(24) Foster v. California, 394 U. S. 440 (1969).

でも、基本的な誤りを犯している。

(滝谷英幸)

V 答弁

・ Class 判決⁽²⁵⁾

本件は、有罪の答弁により、被告人が控訴審において有罪の根拠となる連邦法の合憲性を争うことが禁止されることになるのが争われた事案である。

合衆国法典第40編5104条 (e) (1) は、連邦議会議事堂の建物内および敷地内において小火器 (firearm) を所持することを禁止しているが、連邦の大陪審は、連邦議会議事堂の敷地に駐車していた施錠されたジープ内に小火器を所有していたとして、上告人 Class を起訴した。Class は、5104条 (e) は合衆国憲法修正2条——武器を保持する権利の保障——違反であるとして連邦地裁に起訴の取り消し (dismiss the indictment) を申し立てたが、容れられず、小火器の所有につき有罪の答弁をした。

答弁合意書には、Class が放棄することに同意した数種類の権利を含む、有罪の答弁の条件が示されていたが、控訴審において有罪の根拠となる連邦法の合憲性を争う権利については全く触れられていなかった。連邦刑事手続規則11条 (b) に従って審問を行った後、連邦地裁は Class の有罪の答弁を受理し、同人に24日の拘禁刑と12か月の監督付釈放 (supervised release) を言い渡した。数日後、Class は控訴し、再び連邦憲法違反の主張をしたが、コロンビア特別区連邦控訴裁は、有罪の答弁によって、Class は連邦憲法違反の主張をすることを放棄したことになるので、そのような主張をすることはできないとした。

連邦最高裁は、おおむね次のような判断を示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

有罪の答弁それ自体により、連邦の被告人が控訴審において有罪の根拠となった制定法の合憲性を争うことが禁止されるものではない。

以上は当裁判所の先例から直接もたらされるものである。50年前に、Haynes

(25) Class v. United States, 138 S. Ct. 798 (2018). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の反対意見 (ケネディ, トーマス各裁判官同調) がある。

判決⁽²⁶⁾において当裁判所は、刑罰法令 (criminal statute) の合憲性を争う同様の主張を扱った。法廷意見は、被告人の有罪の答弁により、同人の以前の連邦憲法違反の主張を放棄することにはならないとした。

Perry 判決⁽²⁷⁾において当裁判所は、有罪の答弁により、それに先行して行われる手続——例えば、大陪審の手続——に関係する「先行する連邦憲法違反」を含む多くの主張が禁止されるとした。しかしながら、被告人の主張が同人を訴追する州の権限についてのものである場合は、有罪の答弁それ自体によりそのような主張をすることは禁止されない。同様に、Menna 判決⁽²⁸⁾において当裁判所は、被告人の主張は、たとえ被告人の罪責 (factual guilt) が有効に立証されたとしても、州は被告人を有罪にすることはできないというものである。被告人の有罪の答弁により、そのような主張が禁止されることはないとした。

近年において、当裁判所は以上の法理を再確認し、その範囲を正確なものにした。Brose 判決⁽²⁹⁾において当裁判所は、Perry 判決および Menna 判決を引用しつつ、裁判所が有罪判決を下し、刑を言い渡す権限を有していない場合は、被告人が控訴審で連邦憲法違反の主張をすることは有罪の答弁により禁止されないとした。

本件において、Class は明示的にも黙示的にも有罪の答弁により連邦憲法違反の主張を放棄していない。本件で問題とされる主張は起訴の条件または答弁合意と矛盾するものではない。Class は自身の行為を犯罪とする連邦政府の権限を争っており、それにより、同人を訴追する連邦政府の権限の合憲性を問題にしているのである。このような状況においては、有罪の答弁により、Class が控訴審で連邦憲法違反の主張をすることは禁止されない。

(松田正照)

・ Hughes 判決⁽³⁰⁾

本件は、被告人と検察側との間で連邦刑事手続規則11条 (c) (1) (C)

(26) Haynes v. United States, 390 U. S. 85 (1968).

(27) Blackledge v. Perry, 417 U. S. 21 (1974).

(28) Menna v. New York, 423 U. S. 258 (1975) (per curiam).

(29) United States v. Brose, 488 U. S. 563 (1989).

(30) Hughes v. United States, 138 S. Ct. 1765 (2018). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ

—被告人と検察側が一定の量刑または量刑範囲が訴訟の適切な処分であると合意した場合に、その合意内容につき裁判所を拘束することを認める規定であり、同規定に基づく合意は、「C型合意 (Type-C agreement)」と呼ばれている—に基づく答弁合意がなされ、その合意に従って裁判所より刑期が言い渡されたところ、その後、合意がなされた犯罪に関して、連邦量刑ガイドラインの量刑範囲の適及的な引き下げがなされた場合に、合衆国法典第18編3582条(c)(2)——連邦量刑ガイドラインの量刑範囲に「基づいた (based on)」刑期を言い渡された被告人は、刑期言渡しの後に当該量刑範囲の適及的な引き下げがなされた場合に、刑の軽減を申し立てる適格を有すると定める規定——によって被告人が刑の軽減を申し立てる適格を有するかという、Freeman判決⁽³¹⁾と同一の論点が問題となった事案である。

なお、Freeman判決においては、法廷意見が成立しておらず、裁判官4名からなる相対的多数意見は、被告人の申立適格を肯定していた。一方、ソトマイヨール裁判官は、答弁合意において刑期を定めるにあたり、当事者が明示的に連邦量刑ガイドラインの量刑範囲を用いていた場合に限り、申立適格が認められるとの結論同意意見を述べており、また、残りの4名の裁判官からなる反対意見は、一律に被告人の申立適格が否定されると主張していた。

上告人Hughesは、薬物犯罪および銃器犯罪に関する訴因で連邦地裁に起訴された。Hughesと検察側は、連邦刑事手続規則11条(c)(1)(C)の答弁合意の交渉を行い、その結果として、刑期を180月とする合意が成立したが、その際には、連邦量刑ガイドラインの量刑範囲については言及されていなかった。公判において、Hughesは有罪答弁を行い、連邦地裁は当該合意を受け容れたうえで被告人に180月の刑期を言い渡した。刑期を言い渡すにあたって、裁判所は、Hughesの量刑範囲を188ないし235月であると計算し、その刑期は連邦量刑ガイドラインおよびその他の要考慮事情に従った合理的なものであるとの判断を示していた。

このようにHughesに対する刑期の言渡しが行われた後、連邦量刑委員会

各裁判官同調)のほか、ソトマイヨール裁判官の同意意見、ロバーツ長官の反対意見(トーマス、アリート各裁判官同調)がある。

(31) Freeman v. United States, 564 U. S. 522 (2011) [紹介、麻妻みちる・比較法雑誌46巻2号313頁(2012年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学46巻1号189頁[中川武隆](2012年)、中川武隆・比較法学46巻3号219頁(2013年)].

は、Hughes が犯した犯罪について、その量刑範囲を151ないし188月へと適及的に引き下げた。そこで、Hughes は、合衆国法典第18編3582条 (c) (2) に基づいて刑の軽減を申し立てた。しかし、連邦地裁は、Freeman 判決におけるソトマイヨール裁判官の結論同意意見に依拠したうえで、本件では明示的に連邦量刑ガイドラインの量刑範囲を用いて答弁合意がなされたものではないとして、Hughes の申立てを斥け、第11巡回区連邦控訴裁もこれを是認した。

連邦最高裁は、以下のような判断を示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

連邦量刑ガイドラインの量刑範囲が、連邦地裁の科刑における裁量の行使の基礎 (basis) であった場合は、当該裁判所は、——合衆国法典第18編3582条 (c) (2) の指す——同ガイドラインに「基づいた」刑期を科したものと見える。検察側と被告人は、一定の刑期を合意することができる。しかし、連邦量刑ガイドラインは、合意により勧告された刑期を被告人の量刑範囲に照らして評価せずに、裁判所がその合意を受け容れることを禁じている。したがって、通常の場合、裁判所によるC型合意の受け容れおよびその合意に従った刑期は、被告人の量刑範囲に「基づいた」ものである。量刑範囲が、刑期を判断しまたは合意を受け容れるために裁判所が用いた分析の枠組み (framework) の関連部分でない場合は、被告人の刑期は連邦量刑ガイドラインに「基づいた」ものではないが、そのような場合は僅かな例外である。

連邦量刑ガイドラインが連邦地裁の判断の出発点である以上、連邦量刑委員会が当該量刑範囲を引き下げたときには、裁判所は同ガイドラインと無関係に同じ刑期を科したであろうという明確な証明が記録全体に基づいてなされない限り、被告人は合衆国法典第18編3582条 (c) (2) の下で刑の軽減を申し立てる適格を有する。

本件で連邦地裁は、180月の刑期は連邦量刑ガイドラインに整合するものであると結論づけた後に合意を受け容れ、それから、Hughes の量刑範囲を計算して、同ガイドラインに適合すると考えた刑期を科している。したがって、Hughes の量刑範囲は科された刑期の基礎であり、Hughes は刑の軽減を申し立てる適格を有する。

以上が法廷意見の概要であるが、一方で、ソトマイヨール裁判官は、その同意意見において、以下のように述べている。すなわち、Freeman 判決で述べた自らの結論同意意見が、現在でも正しい解釈であると考えているが、そこで法廷意見が成立しなかった結果として、その後の実務が混乱した点を重く受け

止め、今回は法廷意見の内容全体に同調したものである。

(佐藤友幸)

・その他

答弁に関する本開廷期の判決としては、ほかに、被告人の前科がカリフォルニア州の三振法の適用をもたらすことを見落としたまま告発状 (complaint) が提出されたことを理由として、量刑手続前に検察側が当該告発状を訂正することを認め、かつ、訂正前の量刑を前提とした被告人の有罪答弁を撤回させたカリフォルニア州裁判所の措置が、明確に確立した連邦法 (clearly established federal law) に反し、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法」に基づく連邦のヘイピアス・コーパスの救済が認められるか否かが争われたが、このような措置を禁じる明確に確立した連邦法は存在しないとしてこれを否定した Cuero 判決⁽³²⁾がある。

(佐藤友幸)

VI 事実審理手続

事実審理手続に関する本開廷期の判決としては、州裁判所により謀殺罪で有罪とされ死刑を言い渡された上告人 Tharpe が数年後、謀殺罪で自身を有罪とした陪審には、Tharpe が黒人であることを理由に同人に対して不利な偏見をもっていた1人の白人陪審員がいたという主張に係るヘイピアス・コーパスの手続を再開するように連邦地裁に申し立てたが、Tharpe は州裁判所の判断——当該白人陪審員の存在は Tharpe に損害を与えたわけではない——を覆す明白かつ確信を抱かせる証拠 (clear and convincing evidence) を提出していないとして、容れられず、第11巡回区連邦控訴裁も連邦地裁の判断を支持し、上訴適格認定書 (certificate of appealability) の発付を認めなかったという事案について、Tharpe は自身が黒人であることを理由に当該白人陪審員が Tharpe について差別的な発言をしていたことを示す、当該白人陪審員の署名のある宣誓供述書を提出しており、それは、Tharpe の人種が当該白人陪審員の死刑評決への投票に影響を与えているという主張に強力な事実的根拠を与えており、Tharpe は明白かつ確信を抱かせる証拠によって州裁判所の事実認定に誤りが

(32) Kernan v. Cuero, 138 S. Ct. 4 (2017) (per curiam).

あることを証明しているとし、Tharpe は上訴適格認定書の発付を受ける権利があるとして、原判決を破棄・差戻しとした Tharpe 判決⁽³³⁾がある。

(松田正照)

Ⅶ 二重の危険

・ Currier 判決⁽³⁴⁾

本件は、起訴された3つの関連する犯罪事実のうちの1つをほかの2つと分離して審判することに同意した被告人が、先行する2つの事実についての併合審判で無罪判決を受けた場合に、後行することになっていた残りの1つの事実についての審判を行うことが合衆国憲法修正5条の二重危険禁止条項に反するかどうか争われた事案である。

上告人 Currier は、①不法目的侵入、②重窃盗、③重罪前科を有する者による銃火器不法所持の事実で起訴された。Currier は、これらすべてを併合して審判がなされると、提出される証拠のなかに③の罪の構成要件たる重罪前科——不法目的侵入と重窃盗の前科——の存在を示す証拠も提出され、①と②の事実の罪責認定との関係で陪審が Currier に不利益な予断を抱く可能性があることなどに鑑み、①と②の審判と③の審判とを分離することに同意した。州の事実審裁判所は、その旨の両当事者の求めに応じて、③の審判に先行して①と②の併合審判を行うことを決定した。同審判では、被害者の甥の証言——Currier が同人の共犯者として本件に関与した旨の供述を含む——や被害者宅の隣人の目撃証言——犯行時刻頃に被害者宅から走り去る自動車に乗っていたのが Currier である旨のもの——などの証拠が提示されたが、Currier が両証言の信用性を争った結果、陪審は X に無罪評決を下した。

当該評決を受けて無罪判決が宣告された後、Currier は、③でさらに審判することは、二重危険禁止条項により禁止されるなどの主張をした。しかし、事実審裁判所は、これを容れずに、当初の予定どおり③の審理を行い、その結

(33) Tharpe v. Sellers, 138 S. Ct. 545 (2018) (per curiam). トーマス裁判官の反対意見 (アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

(34) Currier v. Virginia, 138 S. Ct. 2144 (2018). ゴーサッチ裁判官執筆の一部法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート各裁判官同調, ケネディ裁判官一部同調) のほか, ケネディ裁判官の同意意見, ギンズバーグ裁判官の反対意見 (ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

果、Currier は有罪判決を受けた。そこで、Currier が同じ理由で上訴をしたところ、州最高裁もこれを斥けたため、Currier がさらに連邦最高裁に上告受理の申立てをした。

連邦最高裁は、以下のような判断を示し、原判決を維持した。

Currier が審判の分離に同意した以上、同人に対する③に係る審判は「同一の犯罪」の再訴追を禁止した二重危険禁止条項に反しない。

Currier が援用する Ashe 判決⁽³⁵⁾の判断枠組みにより——「同一の犯罪」についての2度目の審判に匹敵するものとして——二重危険禁止条項で再審理が禁止されるのは、「前訴の陪審の無罪判断のなかに、後訴の審判対象事実で有罪とするうえで不可欠な事実についての被告人に利益な判断が含まれていなかったとすれば、当該陪審はおよそ不合理な判断をしたということになるであろう」場合であるところ、本件がその場合に当たると仮定——当裁判所がそう「判断」ということではなく、あくまで「仮定」——したとしても、本件では、Currier は当初より2回審判を受けることに同意している。そうした場合に、同人が自ら選択したとおりに2回目の審判を受けることが、当裁判所の先例に照らし、二重危険禁止条項に反するとはいえない。Jeffers 判決⁽³⁶⁾が判示するように、包含・被包含関係に立つ犯罪について被包含犯罪での審判を先行させ包含犯罪での審判を後行させる旨の被告人の選択が、昔から二重危険禁止条項の核心にあるとされてきた保障 (concerns) を破るものだとすれば、本件における Currier の同意は Ashe 判決で提示された枠組みに基づく二重危険禁止条項違反の主張を破るものと解するのが一貫する。二重危険禁止条項は、有罪判決後の再訴追も無罪判決後の再訴追も禁止する。どちらの状況にも等しく同条項が適用される以上、「同意」もまた、どちらの状況においても等しく作用すると考えるべきである。被告人の任意の「選択」にそうした効果を認めないとすれば、被告人の申立てに基づき公訴が棄却された後の再訴追が二重危険禁止条項に反しないとした Scott 判決⁽³⁷⁾や、被告人の申立てに基づき審理無効が宣告された後に行われた再訴追が二重危険禁止条項に反しないとした

(35) Ashe v. Swenson, 397 U. S. 436 (1970) [紹介, 岩瀬徹・アメリカ法1972年2号352頁(1972年)].

(36) Jeffers v. United States, 432 U. S. 137 (1977) [紹介, 荒木伸怡・アメリカ法1978年2号260頁(1978年)].

(37) United States v. Scott, 437 U. S. 82 (1978) [紹介, 渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』261頁〔中野目善則〕(中央大学出版部, 1989年)].

Dinitz 判決⁽³⁸⁾とも整合しない（なお、Currier が自身の主張を支持する先例として掲げるものは、いずれも、被告人が2回目の審判に同意している事案について判断したものではない）。

Currier は、1つの併合審判で手続を終わらせる途ではなく、審判を2つに分離する途を選んだが、それは、それぞれに利益も不利益も伴い得る適法な2つの選択肢から1つを選択しただけのことである。難しい選択をしなければならないことは、選択の余地がないこととは異なる。

（小島 淳）

VIII 量刑

・ Chavez-Meza 判決⁽³⁹⁾

連邦量刑ガイドラインによれば、裁判官は、犯罪要素および犯罪者要素に応じて量刑範囲を選択し、そのなかで、具体的な宣告刑を選択することが求められる。量刑範囲から外れる量刑を行う場合には、その理由を示さなければならない（合衆国法典第18編 3553条（c）（2））。また、量刑範囲から外れない場合でも、24月を超える刑を言い渡す場合には、宣告刑の理由を示さなければならない（3553条（c）（1））。

2013年、上告人 Chavez-Meza は、頒布目的での違法薬物——メタンフェタミン——所持について、有罪の答弁を行った。裁判官は、135ないし168月の拘禁刑という量刑範囲を適用したうえで、下限である135月の拘禁刑を言い渡した。その後、連邦量刑委員会が上記量刑範囲を108ないし135月に引き下げたため、Chavez-Meza は、量刑の修正（合衆国法典第18編 3582条（c）（2））を求めた。Chavez-Meza が求めたのは、新たな量刑範囲の下限である108月であったが、裁判官は、114月の刑を言い渡した。記録によれば、裁判官は、上告人の申立て内容に加え、3553条（a）所定の要素やガイドラインのポリシー・ステイトメントも考慮したうえで、宣告刑を選択したとされている。

Chavez-Meza は控訴し、108月よりも重い刑を言い渡すべき理由が十分に説

(38) United States v. Dinitz, 424 U. S. 600 (1976).

(39) Chavez-Meza v. United States, 138 S. Ct. 1959 (2018). プライヤー裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、トーマス、ギンズバーグ、アリート各裁判官同調）のほか、ケネディ裁判官の反対意見（ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）がある。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

明されていないと主張したが、第10巡回区連邦控訴裁はこれを斥けた。

Chavez-Meza の上告を受理した連邦最高裁は、おおむね次のように述べて、同人の主張を斥けた。

検察側は、本件のような量刑の修正の事案では、通常量刑の事案とは異なり、宣告刑の理由説明が法律上求められていないことから、裁判所には説明義務はないと主張する。もっとも、仮に、量刑の修正においても通常量刑と同じレベルでの説明が裁判所に求められると解したとしても、本件の裁判所の説明は、その水準を充たしているといえる。

Chavez-Meza の主張は、修正前の量刑では量刑範囲の下限の刑である135月が選択されていたのだから、量刑範囲の引き下げに伴って量刑を修正するには、新たな量刑範囲のなかでそれに対応する下限の刑である108月が選択されるべきはずであるところ、それよりも重い刑を選択するのであれば、より詳細な説明が必要になるというものである。しかし、引き下げ前の量刑範囲中のどの刑が、引き下げ後の量刑範囲中のどの刑に「対応する」かを確定することは難しい。また、仮にそのような対応関係があるとしても、量刑範囲のなかでなされる量刑には、裁判官自身の量刑感覚がある程度反映されていることからすれば、新たな量刑範囲のなかで、「対応しない」刑が選択されたとしても、おかしいことではない。

修正前の量刑に際し、Chavez-Meza は、自身の生い立ちなどを根拠に、量刑範囲の下限である135月よりも軽い刑を求めたが、裁判所は、危険なメタンフェタミンの大量頒布という事案の悪質性を根拠として、これを斥けた。その際作られた記録を基に、同じ裁判官が、量刑の修正を行ったのである。裁判官が114月を選択する際、Chavez-Meza の申立て内容とともに、ガイドラインのポリシー・ステイメントや3553条 (a) 所定の要素を考慮したことが、記録上明らかにされている。裁判官は当初、Chavez-Meza の主張を踏まえてもなお、135月が適切だと判断していたことが、記録上明らかにされており、新たな量刑範囲の下限よりも重い刑を選択したとしても、おかしいことではない。

これに対し、ケネディ裁判官の反対意見は、量刑の修正の説明が十分かどうかは、修正前の量刑に関する記録を考慮から除外して判断すべきだと主張する。しかし、量刑の修正は、量刑を一からやり直す手続とは異なるのであり、修正前の量刑に関する記録を考慮してはならない理由はない。

確かに、より詳細な説明が求められる事案もあり得ないわけではない。しかし、本件においては、事案が単純なものであったこと、裁判官が当事者の主張

を聴いたうえで、重要な量刑要素を考慮して判断していること、新たな量刑範囲の下限よりも重い刑を選択することについて直観的にも合理性が認められることに照らせば、裁判官の説明は、適法な裁量行使の枠内に収まっているといえる。

(野村健太郎)

・その他

量刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、量刑の際に依拠した連邦量刑ガイドラインの量刑範囲が後に引き下げられた場合に量刑の修正を求める権利を被告人に認める合衆国法典第18編3582条(c)(2)について、量刑範囲の上限が法定刑の下限を下回っているため当該量刑範囲を適用せずに量刑がなされた場合には、その量刑は当該量刑範囲に「依拠した」ものとはいえず、当該量刑範囲がのちに引き下げられたからといって量刑の修正を求める権利は生じないとの解釈を示した *Koons* 判決⁽⁴⁰⁾、連邦地裁の判決に明白で権利侵害的な瑕疵がある場合に控訴審がこれを破棄することを認める連邦刑事手続規則52条(b)は、連邦量刑ガイドラインの量刑範囲が誤って適用された場合にも通常適用されるとの解釈を示し、これを適用しなかった第5巡回区連邦控訴裁の判決を破棄した *Rosales-Mireles* 判決⁽⁴¹⁾がある。

(野村健太郎)

IX 死刑

死刑に関する本開廷期の判決としては、1985年4月にアラバマ州で謀殺を犯して同年9月に死刑の宣告を受け、それ以来収監されていた死刑囚が、2016年に脳卒中のために死刑の原因となった犯罪事実の記憶を喪失したため、死刑の受刑能力を欠くことになったとして死刑執行の停止を申し立てたのに対し、州

(40) *Koons v. United States*, 138 S. Ct. 1783 (2018). 法廷意見はアリート裁判官が執筆(全裁判官一致)。

(41) *Rosales-Mireles v. United States*, 138 S. Ct. 1897 (2018). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官執筆の反対意見(アリート裁判官同調)がある。

裁判所が、Ford 判決⁽⁴²⁾と Panetti 判決⁽⁴³⁾が示した基準——申立人が自らの犯罪と死刑に関する「合理的理解」を欠いているか——に照らしてこれを斥けたという事案について、Ford 判決と Panetti 判決は、いずれも犯罪事実について「記憶を喪失した者」の受刑能力を問題にしたものではなく、本件で、死刑囚は、自分が謀殺罪で有罪となって収監され、そのために死刑を受けることになるという経緯を理解しているとした Madison 判決⁽⁴⁴⁾がある。

(杉本一敏)

X ハイビラス・コーパス

・Wilson 判決⁽⁴⁵⁾

本件は、ハイビラス・コーパスの請求を斥けた州最高裁の判断には理由が付されていないが、下級審裁判所の判断には理由が付されているという場合に、ハイビラス・コーパスの請求を受けた連邦裁判所がとるべき判断の手法が問題となった事案である。

上告人 Wilson は、謀殺罪などにより州の裁判所で死刑判決を受けたものであるが、量刑手続において有効な弁護を受けることができなかつたと主張して、州のハイビラス・コーパスを請求した。当該請求の実体について審理した州の裁判所がその理由を付して、これを斥ける判断を示したため、Wilson は上訴に係る相当な理由の確認を求めた。しかし、州最高裁は、理由を示すことなくこれを斥け、連邦最高裁も上告受理の申立てを認めなかつた。そこで、

(42) Ford v. Wainwright, 477 U. S. 399 (1986) [紹介, 横藤田誠・判例タイムズ 642号55頁 (1987年), 中空壽雅・アメリカ法 1988年 1号151頁 (1988年)].

(43) Panetti v. Quarterman, 551 U. S. 930 (2007) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻2号 340-342頁 [杉本一敏] (2009年) 【田中編・前掲注 (18) 183-185頁 [杉本]】, 杉本一敏・アメリカ法2009年 1号187頁 (2009年)].

(44) Dunn v. Madison, 138 S. Ct. 9 (2017) (per curiam). ギンズバーグ裁判官の同意意見 (ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調), ブライヤー裁判官の同意意見がある。

(45) Wilson v. Sellers, 138 S. Ct. 1188 (2018). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, ゴーサッチ裁判官の反対意見 (トーマス, アリート各裁判官同調) がある。

Wilson が、上記と同旨の主張をして、連邦のヘイビース・コーパスを請求したところ、連邦地裁は、州の下級審裁判所が示した判断の理由に照らし、請求を斥けた。これに対し、第11巡回区連邦控訴裁は、州最高裁の判断に理由が付されていない場合、その理由を下級審裁判所が示したものと同様とみる手法 (look through approach) は誤っており、連邦の裁判所は、州最高裁の判断を支持し得る論拠は何かを問うという手法 (could have approach) を用いるべきとした。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

合衆国法典第28編2254条 (d) のもと、連邦のヘイビース・コーパスを請求する者は、州裁判所における本案判断について、①明確に確立した連邦法に反していること、もしくは、それを不合理に適用したものであること、または、②州裁判所に提出された証拠に照らして不合理な事実認定に基づいていることを示すことが求められている。請求者の連邦法に係る主張について、最後に本案判断を示した州最高裁がその理由を明らかにしている場合、ヘイビース・コーパスの請求を受けた連邦の裁判所は、当然のことながら、当該理由を審査し、合理的なものであれば、これを尊重し従えば足りる。これに対し、最後の本案判断が、結論を簡潔に示すのみで、理由を明らかにしていない場合には、連邦の裁判所はどのように対応すべきかが問題となる。この点について、連邦控訴裁の立場は分かれているが、この場合には、州の裁判所の判断のうち、理由を明らかにしている最後のものをみて、州最高裁はこれと同じ理由に基づいていると推定するという手法 (look through presumption) が用いられるべきである。これは、州最高裁の判断を支持し得る論拠は何かを問うという手法に比べ、現実的かつ効率的な手法である。もちろん、実際には、推定されるものとは異なる理由に基づいている場合もあり得る。しかしながら、上記の手法では推定されるにとどまり、州最高裁に提出された書面などから、その判断が異なる理由に基づいているまたはその可能性が高いことを示すことができれば、この推定を覆すことができるのであるから、とくに支障はない。

(原田和往)

・その他

ヘイビース・コーパスに関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第18編3599条 (f) に係る弁護のための調査などに対する金銭的支援の申立

てを斥ける判断は、行政上の判断ではなく、司法上の判断であるとして、連邦最高裁の裁判管轄権を肯定したうえで、原判決は、支援の適否に係る判断に際して誤った基準を適用したとして、これを破棄・差し戻した *Ayestas* 判決⁽⁴⁶⁾がある。

(原田和往)

XI 行刑

行刑についての本開廷期の判決としては、刑務官2名に対する受刑者の連邦人権訴訟 (federal civil rights suit) で判決債務を得た原告の弁護士報酬について、連邦地裁が原告に対して同人の判決債務の10パーセントをその支払いに充てるよう命じたのに対し、合衆国法典第42編1997e条(d)(2)によれば、連邦地裁は25パーセントを上限として必要な限りの判決債務を弁護士報酬の支払いに充てなければならず、また、それに充てる判決債務の割合について裁量を有していないとした第7巡回区連邦控訴裁の判決を支持した *Murphy* 判決⁽⁴⁷⁾がある。

(大庭沙織)

XII 刑事実体法

・ *Marinello* 判決⁽⁴⁸⁾

本件は、内国歳入法の適正な執行に対する妨害を重く処罰する規定、すなわち、合衆国法典第26編7212条(a)における包括条項 (Omnibus Clause) を適

(46) *Ayestas v. Davis*, 138 S. Ct. 1080 (2018). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ソトマイヨール裁判官の同意意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

(47) *Murphy v. Smith*, 138 S. Ct. 784 (2018). ゴーサッチ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) がある。

(48) *Marinello v. United States*, 138 S. Ct. 1101 (2018). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (アリート裁判官同調) がある。

用するにあたり、妨害の対象となる行政手続は、全納税者に適用される通常の手続全般に及ぶのか、それとも、ある特定の捜査、会計監査といった、狙いの定められた租税関係手続に限定されているのかが争われた事案である。

7212条 (a) は、2つの条項から成り立っており、その1つは、公務員条項 (Officer Clause) と呼ばれる。公務員条項は、内国歳入法上の公的な地位をもって活動する連邦公務員などに対して、腐敗的な手法によって (corruptly)、または暴行、脅迫によって妨害しようとすることを禁止している。これに続いて規定されるもう1つが包括条項であり、内国歳入法の適正な執行に対して、腐敗的な手法によって、または暴行、脅迫によって妨害すること、あるいは妨害しようとすることを禁止している。

上告人 Marinello は、2004年から2009年にかけて内国歳入庁によって断続的にその税務活動に対して捜査を受けていたところ、2012年に包括条項を含む、いくつかの租税罰則に違反するとして起訴された。Marinello は、すべての訴因につき連邦地裁において有罪判決を受けたが、その際に連邦地裁の裁判官は、陪審に対して、包括条項違反の罪を認めるためには、Marinello が捜査を受けていることを知っていたことと、その捜査を腐敗的な手法によって妨害する意図をもっていただことを認定しなければならないとは説示していなかった。これに対して Marinello は、包括条項の違反を認めるためには、ある特定の捜査といった、「差し迫った内国歳入庁の手続」を妨害しようとしたことが証明されなければならないと主張して争ったが、第2巡回区連邦控訴裁は、この主張を排斥した。

連邦最高裁は、以上の争いにつき、Marinello の上告を認めて、以下のような判断などを示して原判決を破棄し、事件を第2巡回区連邦控訴裁に差し戻した。

包括条項と類似する規定をもつ合衆国法典第18章1503条 (a) の適用が争われたものとして Aguilar 判決⁽⁴⁹⁾がある。この類似した規定は、司法の適正な執行に対して、腐敗的な手法、脅迫、暴行などによって妨害することを重罪としている。Aguilar 判決では、同規定の違反が認められるために、司法手続、すなわち、大陪審手続に対して影響を与える意図が必要であると解されており、また、「関連性要件」、すなわち、被告人の行為が時間的、因果的、論理的に司法手続と関係性を有することが立証されなければならないとされたのだが、こ

(49) United States v. Aguilar, 515 U. S. 593 (1995).

れと同様の要件が包括条項違反の成立にとって必要である。

立法者の意思、及び一般人に対する「公正な警告」という観点からは、包括条項における妨害の対象は、より広く解釈されるべきでなく、ある特定の捜査といった租税関係手続に限定されなければならない。7212条 (a) の公務員条項は、ある特定の人物に対する妨害を禁止しており、これを受けて規定された包括条項も、内国歳入法の執行全般に対するあらゆる違反を問題としているのではなく、ある特定の租税関係手続に対する妨害を問題としているのである。また、内国歳入法は様々な違反行為を軽罪としているが、包括条項が内国歳入法の執行すべてに適用されると解釈すると、多くの軽罪を潜在的に重罪へと転換させ、おそらく司法取引の材料にしてしまうおそれが生じる。さらに、日常的な具体例を想定してみても、内国歳入庁の規則に反するリスクを冒す者が誰しも租税行政妨害に基づく重罪として起訴されるおそれに直面していると考えられているかは疑わしく、包括条項をより広く解釈することは、「公正な警告」を欠くおそれを生じさせる。

したがって、Aguilar 判決などの先例を踏まえると、包括条項の違反によって有罪とするには、被告人の行為が、捜査、会計監査、あるいは狙いの定められた法執行活動といった特定の行政手続と関連性を有することが必要であり、この関連性は、被告人の行為が時間的、因果的、論理的に行政手続と関係していることを要する。さらに、この関連性要件を充たすだけでなく、被告人が妨害行為に関与していた時点において特定の手続が差し迫っていたこと、あるいは少なくとも、特定の手続が当時、被告人によって合理的に予見可能であったことが証明されなければならない。

(内田幸隆)

・ Dimaya 判決⁽⁵⁰⁾

本件は、カリフォルニア州法における第 1 級不法目的侵入罪が、合衆国法典第 18 編 16 条 (b) における「暴力犯罪 (crime of violence)」に当たるか否かが争われ、暴力犯罪の定義規定の一部について、その漠然性が問題となったもの

(50) Sessions v. Dimaya, 138 S. Ct. 1204 (2018). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調、ゴーサッチ裁判官一部同調) のほか、ゴーサッチ裁判官の一部同意・結論同意意見、ロバーツ長官の反対意見 (ケネディ、トーマス、アリート各裁判官同調)、トーマス裁判官の反対意見 (ケネディ、アリート各裁判官同調) がある。

である。

移民国籍法 (Immigration and Nationality Act) は、合衆国への入国後に「加重重罪 (aggravated felony)」で有罪判決を受けた在留外国人を強制送還することを可能としている。この「加重重罪」には「暴力犯罪」も含まれている。合衆国法典第18編16条 (b) は「暴力犯罪」の定義規定であり、同条の「残余条項」は、「その他」として、「重罪であり、性質上、人又は他人の財産に対する物理的攻撃が、犯罪の遂行の過程で使用される実質的な危険を含む犯罪」を掲げている。

上告人 Dimaya は、カリフォルニア州法における第1級不法目的侵入罪で2度有罪判決を受けた。2度目の有罪判決の後、政府は Dimaya の強制送還手続を開始した。移民担当判事 (Immigration Judge) および入国不服審査会 (Board of Immigration Appeals) は、カリフォルニア州法の第1級不法目的侵入罪は、16条 (b) が定義する「暴力犯罪」に該当すると判断した。

これに対し、第9巡回区連邦控訴裁は、Johnson 判決⁽⁵¹⁾において示された連邦最高裁の解釈に依拠し、移民国籍法に組み込まれている16条 (b) は、漠然性ゆえに無効の理論により、合衆国憲法修正5条のデュー・プロセス条項に反すると判断した。連邦最高裁も、以下のように述べて、第9巡回区連邦控訴裁の判決を維持した。

16条 (b) は、Johnson 判決においてデュー・プロセス条項に反すると判断された武装常習犯罪者法 (Armed Career Criminal Act) と同様の2つの特徴、すなわち、「通常の事案要件 (ordinary-case requirement)」および「不明確な危険閾 (ill-defined risk threshold)」を有する。「残余条項」の該当性を判断するにあたり、裁判所はまず、犯罪の危険を評価するために、問題となる犯罪が通常の事案において包含する行為類型を示す必要があり、さらにそのうえで、その行為類型が「残余条項」における「実質的な危険」を有するものか否かを判断しなくてはならない。しかし、16条 (b) は、犯罪の通常の事案がいかなるものであるかを判別するために信頼に足る方法を何ら示しておらず、その結果、誰も問題となる犯罪が一般にどれくらいの危険を提示するかを示すことができない。また、16条 (b) は、いかなるレヴェルの危険があれば、問題となっている犯罪を「暴力犯罪」と評価できるかについても、不明確なままにして

(51) Johnson v. United States, 135 S. Ct. 2551 (2015) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開延期刑事関係判例概観」比較法学50巻1号116-117頁〔田山聡美〕(2016年)].

いる。

以上の2つの特徴の重なりから、16条 (b) は、漠然性ゆえに無効である。16条 (b) は、デュー・プロセス条項が容認できない予測不可能性および恣意的適用を引き起こす。

(桑島 翠)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、公職選挙の投票日に投票場において政治性のあるバッジ、ボタンその他の政治的な記章を装着する行為を禁じた——違反に対しては民事制裁金の賦課または軽微犯罪としての訴追が行われる——ミネソタ州法の「政治的装い禁止 (political apparel ban)」規定が合衆国憲法修正1条の言論の自由条項 (Free Speech Clause) に違反するとした *Minn. Voters All.* 判決⁽⁵²⁾。カード所持人と商業施設という異なるグループを取り持つ2面的プラットフォーム (two-sided platform) と呼ばれる取引プラットフォームを提供するクレジット・カード事業において、アメリカン・エクスプレス社が、カード所持人に対する特典 (rewards) をより手厚くするなどして、カード利用を確保しようとする戦略をとる一方、競合するビザやマスターカードが特典の異なるカードの種類ごとに取扱い商業施設から徴収する手数料を差別化していたのに対して、そのような差別を設けないこととしており、結果的に他社のクレジット・カードの場合よりも高めの手数料を徴収されることとなる場合があって、商業施設側がこれを回避するために同社のカード所持人に同カードの利用をさせないようにする行為 (steering) に及ぶことがあることから、これを防止する措置を商業施設との契約に盛り込んでいることについて、連邦およびいくつかの州政府が同社を被告としてシャーマン法1条違反を理由に提訴した民事事件において、当事者間に争いのない合理の原則 (rule of reason) の適用を前提とし、クレジット・カード事業における関連市場 (relevant market) としてカード所持人側と商業施設側のそれぞれについて市場があるとみるべきとの政府側の主張を斥け、クレジット・カードのネットワークは1つの商品のみを提供するものとみるべきであると判示した

(52) *Minn. Voters All. v. Mansky*, 138 S. Ct. 1876 (2018). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、アリート、ケーガン、ゴースッチ各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ブライヤー裁判官同調) がある。

うえ、原告側は、クレジット・カード取引の費用が競争的な水準より高く、クレジット・カード取引の数を減少させ、その他2面的なクレジット・カード市場における競争を抑制したことを証明すべきであるが、その証明がないとして、政府側の主張を斥けた American Express Co. 判決⁽⁵³⁾がある。

(田中利彦)

XIII その他

以上のほか、ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) で連邦の証券取引所法に設けられた公益通報者 (whistle blower) 規定のうち、その保護規定 (合衆国法典第15編78u-6条 (h) (1)) は通報が証券取引委員会になされていない場合には適用がないとした Somers 判決⁽⁵⁴⁾、薬物犯罪および窃盗で有罪となり、合衆国法典第8編1226条の規定により退去強制のために収容され、退去強制の決定に対する不服申立てをしていた外国人が、自己らおよび同様の立場にある外国人からなるクラスを代表して、拘束の継続が相当かどうかの審問を受ける権利があるとして連邦地裁に対して申し立てたヘイビナス・コーバスの事案において、連邦憲法上の問題に関する申立人らの主張について判断する必要があるとする一方、同条および関連する条項の文言上は、定期に拘束の継続に関する審問を行うことは定められていないとした Rodriguez 判決⁽⁵⁵⁾、カリフォルニア南部地区連邦地裁に

(53) Ohio v. American Express Co., 138 S. Ct. 2274 (2018). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか, プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

(54) Dig. Realty Trust, Inc. v. Somers, 138 S. Ct. 767 (2018). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, ソトマイヨール裁判官の同意意見 (プライヤー裁判官同調), トーマス裁判官の一部同意・一部結論同意意見 (アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

(55) Jennings v. Rodriguez, 138 S. Ct. 830 (2018). アリート裁判官執筆の一部法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ裁判官同調, トーマス, ゴーサッチ, ソトマイヨール各裁判官一部同調) のほか, トーマス裁判官の一部同意・一部結論同意意見 (ゴースッチ裁判官一部同調), プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール各裁判官同調) がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

においては、陪審によらないすべての手続時に、連邦執行官 (United States Marshal) が被拘束被告人に腰の鎖につなげた手錠をはめ、足枷を施す完全な拘束状態に置くことを許容する方針を採用していたところ、複数の被告人がこれを違法として異議を申し立てたが斥けられ、第9巡回区連邦控訴裁に上訴中にこれらの被告人の事件が終了した事案について、第9巡回区連邦控訴裁が、被告人らの申立ては機能的にはクラス・アクションであり、第9巡回区連邦最高裁のクラス・アクションに関する先例に照らして争訟性は失われていないとしたのに対し、第9巡回区連邦控訴裁による連邦最高裁の先例への依拠は見当違いであるとしてこれを否定し、申立人らの争訟性喪失の例外の主張も斥けた Sanchez-Gomez 判決⁽⁵⁶⁾、統治主体 (government entity) が法律や協定によってプロおよびアマチュアのスポーツを対象とした賭博などの後援、運営、許認可などをすること、および、その他の者が統治主体の法律や協定に基づいてその運営などをすることを違法とし、連邦の司法長官がその差止めを連邦地裁に求めることができる旨、ならびに、既得権条項を定めた、1993年1月1日施行のプロ及びアマチュア・スポーツ保護法 (Professional and Amateur Sports Protection Act) (合衆国法典第28編3702ないし3704条) について、禁止を定めた3702条の規定は州から立法作用を収奪する (commandeer) ものであり、合衆国憲法修正10条に違反するとした NCAA 判決⁽⁵⁷⁾、1996年必要的被害者損害填補法 (Mandatory Victims Restitution Act of 1996) で被告人が填補すべきとされている損害のうち、合衆国法典第18編3663A条 (b) (4) の定める被害者による捜査もしくは訴追への関与または手続への参加によって生じた逸失利益を含む費用について、その「捜査」は政府が行うものをいい、「手続」は刑事手続をいうとして、被害者が被告人の不正を暴くために雇った探偵の費用や被告人の破産手続に参加するために要した費用は損害填補の対象とはならないとした Lagos 判決⁽⁵⁸⁾、空軍の軍法会議 (court-marshal) の上級裁判所である空

(56) United States v. Sanchez-Gomez, 138 S. Ct. 1532 (2018). 法廷意見はロバート長官が執筆 (全裁判官一致)。

(57) Murphy v. NCAA, 138 S. Ct. 1461 (2018). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバート長官, ケネディ, トーマス, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調, ブライヤー裁判官一部同調) のほか、トーマス裁判官の同意意見, ブライヤー裁判官の一部同意・一部反対意見, ギンズバーグ裁判官の反対意見 (ソトマイヨール裁判官同調, ブライヤー裁判官一部同調) がある。

(58) Lagos v. United States, 138 S. Ct. 1684 (2018). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

軍刑事上訴裁判所 (Court of Criminal Appeals for Air Force) の裁判官が軍事審問委員会の上級裁判所である軍事審問委員会審査裁判所 (Court of Military Commission Review) の裁判官への任命も受けたことにより、刑事上訴裁判所裁判官の資格を喪失したか否かが争われ、軍の最上級裁判所である合衆国軍控訴裁判所 (Court of Appeals for Armed Forces) が資格喪失の主張を斥けたことから連邦最高裁に上告受理の申立てのあった事案について、連邦最高裁が同事件について管轄を有すると判示したうえ、問題となった併任は合衆国法典第 10 編 973 条 (b) (2) (A) および合衆国憲法 2 条 2 節 2 項の任命条項 (Appointments Clause) のいずれにも違反しないとされた Ortiz 判決⁽⁵⁹⁾、同種の事案で上告受理が不用意に認められたものとして取り消された Dalmazzi 判決⁽⁶⁰⁾および Cox 判決⁽⁶¹⁾がある。

(田中利彦)

(59) Ortiz v. United States, 138 S. Ct. 2165 (2018). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の同意意見、アリート裁判官の反対意見 (ゴースッチ裁判官同調) がある。

(60) Dalmazzi v. United States, 138 S. Ct. 2273 (2018) (per curiam).

(61) Cox v. United States, 138 S. Ct. 2273 (2018) (per curiam).